

平成21年西東京市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 平成21年1月27日(火)
開会 午後2時00分 閉会 午後4時02分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 角 田 富美子
委 員 宮 田 清 蔵
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明
教 育 指 導 課 長 前 島 正 明
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
教 育 相 談 担 当 課 長 南 里 由美子
指 導 主 事 山 縣 弘 典
指 導 主 事 宮 城 洋 之
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 飯 島 伸 一
公 民 館 長 相 原 昇
公 民 館 館 長 補 佐 山 本 茂
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
教育部主幹兼図書館副館長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美
教育企画課企画調整係 相 澤 潤 子
- 7 傍聴人 3人

平成21年西東京市教育委員会第1回定例会議事日程

日 時 平成21年1月27日(火) 午後2時00分～

会 場 防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 西東京市教育委員会広報発行規程の一部改正について
- 第3 議案第2号 平成20年度西東京市教育委員会表彰について
- 第4 議案第3号 平成21年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について
- 第5 議案第4号 西東京市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例(申出)
- 第6 議案第5号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(申出)
- 第7 議案第6号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例(申出)
- 第8 議案第7号 西東京市立小学校の教職員の処分の内申について
- 第9 議案第8号 西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例(申出)
- 第10 請願第1号 平成22年度使用の中学校用教科用図書の採択適正化について
- 第11 報 告 事 項
 - (1) 第4回市議会定例会報告
 - (2) 児童・生徒数について
 - (3) 成人式の実施報告について
 - (4) 教育財産の処分について
- 第12 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 1 年第 1 回定例会
(1 月 2 7 日)

午 後 2 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成21年西東京市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

会議に入る前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。日程第8 議案第7号 西東京市立小学校の教職員の処分の内申について、は人事に関する案件で公にされていないことから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会として、日程第12 その他、の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 さよう決定いたします。

竹尾委員長 これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第1号 西東京市教育委員会広報発行規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第1号 西東京市教育委員会広報発行規程の一部改正について、の提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、広報発行規程中の広報編集会議を構成する職員の定数規定を削除するとともに、文言整理を行うものでございます。

教育委員会広報「西東京市の教育」の編集、発行について協議するための編集会議については、教育部の関係者で構成することとなっておりますが、現在では私のほか、必要により管理職12名の参加で開催している実態がございます。現行の規定では、定数を10名以内と決めておりますが、広報内容の充実を図ることから、この定数の規定を削除し、人数にかかわらず関係者による会議を開催する規定と改めるものでございます。また、必要がある場合に臨時号を発行する規定について文言整理を行うものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 補足説明はありますか。 ありませんか。

説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第1号 西東京市教育委員会広報発行規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第2号 平成20年度西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第2号 平成20年度西東京市教育委員会表彰について、の提案理由を御

説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市教育委員会表彰規則及び西東京市教育委員会表彰審査基準に基づき、西東京市の教育、学術、美術、芸術、体育、その他の文化の振興に寄与し、その功績が顕著であると認められる個人及び団体の表彰について、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第13号に基づき、提案するものでございます。

平成20年度の表彰のうち、西東京市体育協会関係につきましては、7月22日、平成20年第7回定例会において御決定をいただき、去る8月24日の西東京市総合体育大会開会式において表彰を行ったところです。今回は、スポーツ等において優秀な成績等をおさめ、他の模範となる行為のあった児童・生徒の皆さん、及び学校教育、文化活動に貢献された方20名、1団体に対して表彰審査会の結果に基づき、表彰について御提案を行うものでございます。

それでは、表彰候補の説明に入らせていただきます。

まず、表彰規則第2条に該当する公の競技会やコンクールで優秀な成績をおさめた児童・生徒でございます。

名簿番号1番、川野碧己さん、保谷第一小学校1年は、第7回全国小学生・中学生マウンテンバイク大会小学1年生男子の部において準優勝された児童でございます。

2番、福田桃愛さん、保谷第一小学校1年は、第5回もっと！チャレンジ全国コンクール作文部門小学1年生の部において大賞を受賞された児童でございます。

3番、碧山小学校吹奏楽部の皆さんは、第3回小学校吹奏楽コンクールにおける金賞や第27回全日本小学校バンドフェスティバル都大会における銀賞など優秀な成績をおさめ、第14回日本管楽合奏コンテスト全国大会にも出場されました。

4番、田中早季さん、田無第一中学校1年は、第55回東京都中学校学年別水泳大会において1年女子50メートル自由形第2位の成績を挙げた生徒でございます。

5番、福山直人さん、保谷中学校3年は、第60回東京都中学校選手権水泳競技大会において200メートル個人メドレー第2位の成績を挙げた生徒でございます。

6番、石川真由さん、保谷中学1年は、第55回東京都中学校学年別水泳大会において50メートル自由形第1位、200メートルフリーリレー第1位、200メートルメドレーリレー第2位の成績を挙げた生徒でございます。

7番、亀森美紀さん、保谷中学2年は、同大会において100メートル背泳ぎ第1位、200メートルフリーリレー第1位、200メートルメドレーリレー第2位の成績を挙げた生徒でございます。

8番、中嶋理乃さん、保谷中学2年は、同大会において200メートルフリーリレー第1位、200メートルメドレーリレー第2位の成績を挙げた生徒でございます。

9番、相良也美さん、保谷中学2年は、同大会において200メートル個人メドレー第1位、200メートルフリーリレー第1位、200メートルメドレーリレー第2位の成績を挙げた生徒でございます。

10番、大野翔太さん、田無第三中学校3年は、第36回東京都中学校総合体育大会において走り幅跳び第2位の成績を挙げ、東京都の代表として第47回関東中学校陸上競技大会

にも出場された生徒でございます。

いずれの児童・生徒の皆さんも、学校生活においても他の模範となるすばらしい児童・生徒であるとして、それぞれ各学校長から推薦のあった者でございます。

続きまして、規則第3条に該当する教育の普及及び振興について特に功績のあった方々でございます。

名簿番号11番、住田佳子さんは、昭和56年から現在に至るまで、谷戸小学校PTA会長、田無市青少年対策第五地区委員会（現・青少年育成会メタセコイア）会長、人権擁護委員等を歴任し、学校、行政及び青少年健全育成に尽くされております。

12番、井上令一さんは、西東京市就学指導委員会委員として、昭和40年の旧保谷市から西東京市の現在に至るまで、通算30年間以上にわたり教育行政の発展に尽くされております。

続きまして、規則第4条に該当する教育職員及び教育委員会が任命・委嘱しました非常勤特別職の方々に功績のあった皆さんでございます。

名簿番号13番、久保敏雄さん、14番、平山義人さんは、学校医として10年以上にわたり、児童・生徒の健康管理に貢献いただき、功績があった方々でございます。

15番、保谷徹さんは、西東京市文化財保護審議会委員として、平成11年の旧田無市から西東京市になって平成19年まで、通算7年間にわたり文化財の指定等の審議にかかわっていただき、文化財行政の発展に尽くされました。

名簿番号16番から21番までは、西東京市立学校を退職された校長または副校長で、特に功績のあった方々でございます。

16番、藤平洋子さんは、平成15年から平成20年までの5年間、中原小学校校長として勤められ、平成16年度には小学校教育研究会の会長として、小学校の研究向上のために尽力をいただきました。

17番、佐藤則子さんは、平成15年から平成20年までの5年間、碧山小学校校長として勤められ、平成19、20年度には文部科学省の英語活動等国際理解活動推進校として先進的な取り組みを行い、教育の振興に貢献されました。

18番、佐々木英夫さんは、平成16年から平成20年までの4年間、上向台小学校校長として勤められ、平成18年度には小学校教育研究会の会長として、小学校の研究向上のために御尽力をいただきました。

19番、児玉健二さんは、平成17年から平成20年までの3年間、けやき小学校校長として勤められ、平成18、19年度には学校教育研究奨励事業研究指定校として、教育の振興に貢献されました。

20番、椎野芳拳さんは、平成16年から平成20年までの4年間、柳沢中学校校長として勤められ、平成19年度には中学校校長会の会長として、学校経営の向上のために御尽力をいただきました。

21番、岩崎正敏さんは、平成14年から平成20年までの6年間、本町小学校教頭、田無小学校副校長として勤められ、平成17年度には小学校副校長会の副会長として、学校経営の向上のために御尽力をいただきました。

以上、簡単ではございますが、提案理由とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

私のほうから以上でございます。

竹尾委員長 補足説明はありますか。 ありませんか。

説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 子どもの部に関しては大変立派な成績をもって表彰に値すると思うんです。こういうところのほかにも西東京市内でボランティアをやったとか、もう少し細かい部分も市独自で率先してやったような子どもも、それぞれの学校から1名とか2名推薦させて、表彰するなんていうのもよろしいんじゃないかという気がするんですけども、そういう意味では表彰規則を検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。これはちょっと違う意見になってしまうんですかね、このこととは。意見として。

竹尾委員長 ただいまの宮田委員の御意見に対して事務局のほうで何か。

青柳教育企画課長 今の委員の御意見でございますが、現在の表彰規則で児童・生徒につきましては、人命救助とかこれに類する行為、また児童・生徒の名誉を高めたり、他の模範となる行為のあった者と、そのほか特に表彰することが適当と認められた者という規定になっております。社会奉仕活動とか福祉の活動につきましても、継続して一定程度実績のある場合については表彰の対象となります。学校のほうから推薦をいただくということになっておりますので、この基準等も踏まえまして、そういった児童・生徒について学校のほうから積極的に推薦をいただくように働きかけてまいりたいと思います。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

宮田委員 是非ね、校長先生にそういうことを言っておくと、じゃ、僕も私もという形でそういうのは広がりを見せてくると思うんですね。一応言っているけれども、ないからというのではなくて、むしろ、ありませんかということで、または、なければそういうのをつくるような、ある種の教育的指導をしていただくとよろしいんじゃないかと思うんですが。

竹尾委員長 どなたか事務局のほうで今の宮田委員の御意見について。

青柳教育企画課長 先ほどお話ししました学校にはそういったことで働きかけてまいりたいと思います。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。では、積極的にそのことを実践していただきたいと。

宮田委員 来年そういうのが出てくるのを期待しております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第2号 平成20年度西東京市教育委員会表彰について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第3号 平成21年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第3号 平成21年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について、御提案申し上げます。

平成20年西東京市教育委員会第7回定例会におきまして採択されました、平成21年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書のうち、文部科学省からの通知により供給不能となる図書があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号並びに学校教育法附則第9条に基づきまして、本市教育委員会として教科用図書の採択の一部変更をする必要があるため、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議のほど御決定賜りますようお願い申し上げます。

石井統括指導主事 教育長に補足いたしまして説明をいたします。

採択されました教科用図書のうち、田無第一中学校I組の第1学年の音楽は、教育芸術社の「2訂版 歌はともだち」としておりましたが、昨年12月に文部科学省から東京都教育庁へ供給不能図書に関する通知がございました。その中に当該図書が含まれておりました。そこで学校での調査を依頼し、既に西東京市教育委員会において採択し、需要数報告を行いました教科用図書に変更するものとなります。

以上でございます。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 この「ニューヒットコーラスベストソング」というのは、使われる先生方は是非これにしたいという、そういう意見があるのですか。

石井統括指導主事 田無第一中学校の先生に改めて調査をしていただきまして、この「ニューヒットコーラスベストソング」ということが出てまいりました。

宮田委員 もう少し、供給不可能になるというのはどうしてそういうことが起こったのか、教えていただきたいんですが。

石井統括指導主事 この「ニューヒットコーラスベストソング」または「歌はともだち」は一般図書というものでして、通常の教科用図書ではなくて、一般図書という普通の歌集に当たるものです。したがって、発行者がそれを絶版にしまったり、作成をしなくなったりということが起こることはまれにございます。

宮田委員 絶版になったということはわかったんですが、これは従来と違う方法で教科書をするということになりますね。絶版になってしまったからこれといっても、どなたも、少なくとも教育委員は知らないというか、この本を知らないんですね。本の採択の問題との関連なんですけれども、こういう絶版だから、この4月からという場合、全く見もしないでこういうのを決めるということに関しては、ちょっと問題があるんじゃないかと。少なくとも、次までに本を配付していただいて、なるほど、これならばいいなという確信を持たせていただいて決定しないと、突然だからというふうなことでやられると、いろんなことが突然だという話になって、今後、教科書採択に混乱を来す可能性があると思っておりますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

石井統括指導主事 今のこの「ニューヒットコーラスベストソング」というのは、保谷中学

校の特別支援学級で採択された一般図書でございます。

竹尾委員長 それはいいけれども、今、宮田委員の御質問は、我々はその教科書をここで見てないから、それはいけないとかなんとかということとは別のことなんだけれども、今日決めないと間に合わなくなりますか。時間的にそういうことはないですか。

会議を休憩にします。

午後 2 時 2 0 分 休憩

午後 2 時 2 3 分 再開

竹尾委員長 それでは、会議を再開いたします。

ただいま事務局の対応についての回答がございましたので、第3号議案については保留としたいと思います。そういうことで扱いたいと思います。ですから、「ニューヒットコーラスベストソング」ともう一つ何かあるんですか、これだけなんですか。じゃあ、それを見せてください。

宮田委員 ちょっと失礼。私はやはりほかのを見せないで、これだけですよというやり方というのはいかなものかなと思っていますので、ほかのも含めて見せていただかないと、初めから十分審議したことになるかと思っておりますので。

竹尾委員長 休憩します。

午後 2 時 2 4 分 休憩

午後 2 時 3 1 分 再開

竹尾委員長 それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ただいま申し上げたような形で、次回に資料を提供していただいて議論をしたいと思えます。さよう決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 では、そのようにさせていただきます。

竹尾委員長 日程第5 議案第4号 西東京市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第4号 西東京市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例(申出)についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市スポーツ振興基金条例の一部を改正するに当たり、市長に申し出る必要があり、本定例会に御提案を申し上げます。

改正の内容といたしましては、スポーツ振興基金の有効活用が図れるよう、基金の処分に關する規定を新たに設けるものでございます。

改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

私のほうから以上でございます。

飯島スポーツ振興課長 議案第4号 西東京市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例(申出)について、教育長に補足して御説明申し上げます。

西東京市スポーツ振興基金につきましては、平成19年度末現在8,355万2,000円の

残高となっております。現在の基金の運用につきましては、市、団体を代表して、各競技団体の大会に出場するための派遣事業や、主に体育指導委員の実施事業など、スポーツの普及並びに向上のための事業などに基金から生み出された益金を充当して、基金の活用を図っているところでございます。

今回の改正に当たりましては、基金から生み出された益金のみならず、基金自体を取り崩して、スポーツ振興事業に幅広く活用するため、柔軟に対応できるよう条例の一部を改正するものでございます。

また、今年度から指定管理者制度が導入されておりますけれども、今年度の事業運営に当たりまして、利益還元金が歳入される見込みとなっております。この利益還元金の確定後、しかるべき時期において予算化を図り、基金に積み立てを行って、基金の充実を図ってまいりたいと考えております。

それでは、資料の西東京市スポーツ振興基金条例新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。第5条の後に処分の条項を設けまして、第6条とするものでございます。

説明は以上でございます。御決定賜りますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 「1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる」ということなんですが、もし全部処分してしまうと、次の年からはその目的が達成できなくなる可能性があると思うんですが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

飯島スポーツ振興課長 現在、先ほど申し上げたとおり8,300万程度基金がございますけれども、その基金の事業に対する充当につきましては、市長部局の財政当局と調整を図りながら計画的に充当していきたいというふうを考えております。基本的に基金につきましては、ハード事業につきましては充当するものではございませんで、あくまでもスポーツ振興にかかわるソフト事業に充当するものでございますので、単年度ですべての基金を使い切るといった事業にはならないというふうに想定はしております。

宮田委員 いや、文言からはそういうことも可能だというふうに思ったので、心配してそう申し上げたんですが、附則か何かをつけておかないと、あるとき突然この文言を盾にとって、全部使ってもいいんだという論理が成り立つんじゃないかと私は思っております。

竹尾委員長 これは成り立ちます。それで全部使ってしまったら基金がなくなりますから、また基金を積み立てるか、何らかのことを別途考える。こういうことをやるかどうかわかりませんが、だから、条文上はこういう書き方をするのが普通だと私は思います。

飯島スポーツ振興課長 委員のおっしゃるとおり、もっとものお話でございますけれども、基本的に財政運営の問題でございますので、その辺につきましては市長部局と連携を図りながら基金の充当を図っていきたいというふう考えております。

竹尾委員長 これは規定の仕方ですから、全部も使えるよという規定をつくっておくと。実際には財政当局と協議して決めていくでしょうから。私が勝手な解釈をして申しわけないけれども、そういうことで御理解いただければと思います。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第4号 西東京市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 議案第5号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第5号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）について、提案理由を御説明申し上げます。

平成20年6月の保谷駅前公民館の開館に伴い、保谷公民館の名称を町名を生かした施設名称に改称する必要が生じたことにより、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例別表第2条関係の改正をするに当たり、市長に申し出る必要があるため、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議のほど御決定賜りますようお願い申し上げます。

相原公民館長 議案第5号につきまして、教育長に補足して説明させていただきます。

恐れ入ります。西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）の裏面、新旧対照表を御覧願います。

現行の第2条第2項の表中、中央館の名称「西東京市保谷公民館」を、名称「西東京市柳沢公民館」に改めるものでございます。

この条例の施行日は、平成21年4月1日から施行するとしております。

保谷公民館の施設名称の改称でございますが、平成20年6月、保谷駅前公民館が開館いたしましたところ、保谷公民館と名称が似ているため、利用者から施設の予約を間違えてしまったなどの御意見をいただきました。公民館運営審議会及び昨年10月に開催いたしました各館の利用者懇談会でも、保谷公民館の名称を以前の柳沢公民館に変えたほうがよいなどの御意見をいただきました。公民館では利用者の意向を把握するため、昨年11月17日から12月15日まで西東京市の全公民館・図書館におきまして、保谷公民館の名称に関するアンケートを実施いたしましたところ、851人の方から回答をいただき、そのうち約9割の方が柳沢公民館に名称変更したほうがよいとの調査結果となりました。また、昨年12月の市議会定例会におきまして、保谷公民館の名称を柳沢公民館に変更することの陳情が趣旨採択されております。

このような状況を踏まえ、検討いたしました結果、保谷公民館の名称については柳沢公民館に改めることといたしました。

以上、提案理由の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

沼本委員 今回の説明によりまして、利用者や地域の人たちがこの名称がいいというふうになればいいのではないかなというふうに思っています。

竹尾委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

宮田委員 何で保谷公民館とつけたんですかね。そのいきさつをちょっと教えてもらいたい。私は初めから柳沢公民館でよろしいんじゃないかという気がしたんですけれども。

相原公民館長 保谷公民館という名称にした経緯でございますけれども、平成13年1月の合併時に、西東京市の公民館は田無地区に3館、保谷地区に3館の計6館ございました。旧田無市立中央公民館、それから旧保谷市柳沢公民館をそれぞれの地区館として位置づけ、名称を西東京市田無公民館、西東京市保谷公民館と変更し、2地区館4分館で運営を行いました。その後、平成16年4月、2地区館4分館方式を統一して、1中央館5分館方式にし、現在に至っているということでございます。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかに討論はございませんか。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第5号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第7 議案第6号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第6号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第6号につきましては、図書館法の改正に伴い、西東京市図書館設置条例の一部を改正するに当たり、市長に申し出る必要があるため、本定例会に提案をするものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議のほど御決定賜りますようお願い申し上げます。

小池図書館長 議案第6号につきまして、教育長に補足して説明させていただきます。

恐れ入ります。西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）の裏面資料、新旧対照表を御覧願います。

現行の西東京市図書館設置条例におきましては、「協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、委員会がこれを委嘱する」と定められておりました。西東京市図書館設置条例の根拠規定であります図書館法の改正では、この図書館協議会の委員構成に新たに「家庭教育の向上に資する活動を行う者」という構成区分が加えられましたので、これに伴いまして、西東京市図書館設置条例の規定を改め、「協議会の委員は、法第15条に定める者の中から、委員会がこれを任命する」という表現に改めるものでございます。

以上、提案理由の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

沼本委員 よくわからないんですけども、「法第15条に定める者」というのは具体的にはどういうことですか。ちょっとわからないものですから。

小池図書館長 今回の図書館法の改正に伴いまして、図書館法第2章は公立図書館の規定でございますけれども、図書館協議会の規定は第14条と第15条となっております。図書館法の第15条、図書館協議会につきましては次のような改正となっております。「協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する」という規定となっております。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第6号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第9 議案第8号 西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第8号 西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例（申出）について、提案理由を御説明申し上げます。

都立高等学校の授業料改定に伴い、月額支給額の変更が生じたため、本条例の一部を改正するに当たり、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第5号により、市長に申し出の必要があるため、本定例会に提出するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

青柳教育企画課長 それでは、議案第8号 西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例（申出）につきまして、教育長に補足して御説明いたします。

まず、西東京市の奨学資金制度でございますが、学校教育法に規定される高等学校等に在学する者に対して奨学資金を支給する制度でございます。対象としては、在学する者が属する世帯の経済状況が生活保護基準の1.3倍を超えない場合で、成績が優秀である者及び他の奨学金の支給を受けていないことが条件となっております。

今回の改正の内容は、支給します奨学資金の額を月額9,600円から1万200円に増額するものでございます。この奨学資金の額につきましては、都立高校の授業料を参考に定めているものでございますが、平成20年度から授業料が改定されたことに伴い、本市の奨学資金の額を改定することといたしました。現在、都立高校、これは全日制課程の授業料でございますが、年額12万2,400円となっており、月額に換算いたしますと1万200円となるものでございます。

この改正につきましては、平成21年度からの奨学資金の支給から対象としたいと思いま

す。

補足説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 何人ぐらいに奨学金を支給しているんでしょうか。

青柳教育企画課長 奨学生の選考、人数につきましては予算の範囲内ということで規定をされております。今年度、20年度までは、予算で60名ということで選考いたしているところです。

竹尾委員長 ほかに御質問ございますか。

宮田委員 最近の経済情勢を考えますと、派遣切りですとか、それから正社員も強制的なりタイアをしなければいけないという状況があって、親御さんのほうが急に経済状況が悪くなるというような状況がきつとあるんだろうと思うんですけども、そういう中では緊急避難措置的にもう少しふ増やすというような……。また再就職できれば、そのときは支給を取りやめるといようなことも含めて、もうちょっと弾力的にできないものなんでしょうか。

青柳教育企画課長 まず支給の人数でございますが、今年までは60名ということで予算化をいただいているところですけれども、昨今の経済事情を酌みまして、来年度につきましては、今、予算編成過程でございますが、この人数を増員するといようなことで予算の協議をしているところでございます。これを1年限りということで、経済状況によりまして、再度また来年募集するといようなことになっております。基本的には前年の所得に応じて選考するわけですけれども、急激な経済状況の変化で、去年は所得があったけれども、現時点はないといような場合も、この条例により救う対象として選考できるという規定になっております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第8号 西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第10 請願第1号 平成22年度使用の中学校用教科用図書の採択適正化について、を議題といたします。

なお、本請願につきましては、前回からの継続審査となっているものでございます。

事務局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

石井統括指導主事 請願で示されている内容につきましては、既に西東京市立小・中学校教科用図書採択事務要綱に基づいて行ってきております。今後も採択事務要綱に従い、教育委員会での公正かつ円滑な採択を実施するために必要な手続を粛々と実施いたします。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 質問といいますか、この文言なんですけれども、「公正な採択審議を実施された

い」という(1)番の最後のほう。それから、(2)番では、「碌な審議もせず、そのまま鵜呑みするようなことがあってはならない」というような文言がありまして、どうもこれから私を感じられることは、今までのろくな審議もしなかったり、または公平かつ公正な採択審議をしていないのではないかとというようなことに基づいた請願のように思えます。質問ではないんですが 自分の経験を今言っではいけませんね。すみません、どうも。後で審議のときにもう一回同じことを申し上げます。すみません。

宮崎教育長 じゃ、ちょっと質問いいですか。(1)番なんですけれども、新規に検定申請された教科書が除外されるということが起きるのでございましょうか。お尋ねなんです。

石井統括指導主事 全教科種目ごとに検定を受けたすべての教科用図書について、研究調査の実施及び報告を依頼しますので、除外されることはございません。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

宮田委員 意見なんです、この請願というのは、我々が公平、公正な採択審議をしていないのではないかと。ないしは、今の質問ございましたけれども、教科書を除外しているのではないかと。それから、ろくな審議もしていないのではないかとというような疑念を持っているので、そういうことがないようにということのような気がいたします。私は過去の小学校の審査の場合におきましても、当委員会を臨時にも開きまして、そして定例の会議で決めたと。資料を全部事務の方に持ってきていただいて、一応見て決めたわけでございます。暫定的な2年間、小学校の場合のケースですけれども、そういう経緯からして、決してそんなことをやっていないので、この請願をそのまま受け入れるということは、やってきたということの逆に言えば、私たちがろくな審議もしていなかったということをも自分たちで認めるような状況になるのではないかと思います。したがって、私は個人的にはこの請願書は否決という意見を述べさせていただきます。

竹尾委員長 ほかにございますか。

角田委員 先月も申し上げましたけれども、この(2)番の「以前とは教育委員の交代」があったと。「新たな視点から再審議されるべき」という新たな視点。私、前もその前もかわって来ましたから、新しい教育指導要領等々の改定があるたびに、きちんとその視点で審議してまいりました。したがって、どうしてこのようなことを言われるのかなというのが不思議でしかなかったということでございます。

竹尾委員長 ほかにございますか。

沼本委員 私もお二人の委員の方と同じでありまして、西東京市の教科書採択については、要綱に基づいて非常にきめ細かく資料を検討したり、あるいはそれぞれ時間をかなりとって採択審議をしておりますので、ここに書いてあるような「碌な審議」というようなことや、「そのまま鵜呑みするようなことがあってはならない」ということはあり得ないわけで、是非これは、私は請願には賛成できない。不採択にしたいというふうに思います。

竹尾委員長 わかりました。ほかに。

宮崎教育長 私も宮田委員、他の委員の方々同様、請願の内容に関しましては、教科書採択の趣旨を踏まえ、今までどおり行えばよいわけでございまして、不採択でよいと考えてお

ります。

竹尾委員長 全員意見が出そろいました。

これより本請願を採決いたします。本請願に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって、請願第1号 平成22年度使用の中学校用教科用図書の採択適正化について、は不採択と決定いたしました。

なお、不採択の理由につきましては、「新規に検定申請がされた教科用図書を除外すること」は、西東京市立小・中学校教科用図書採択事務要綱上、そのような扱いはないこととなっております。また、請願の内容については、すでに西東京市立小・中学校教科用図書採択事務要綱に基づいて適正に実施していること、とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 異議なしと認め、不採択の理由として、この理由を請願の審査結果に付し、請願者に回答することといたします。

竹尾委員長 日程第11 報告事項、を議題といたします。

質疑は後ほど一括して行いますので、説明をお願いいたします。

最初に、第4回市議会定例会の御報告をお願いいたします。

名古屋教育部長 それでは、平成20年第4回市議会定例会について御報告させていただきたいと思います。

12月の定例会の会期につきましては、12月5日から22日、18日間で行われたところでございます。本定例会におきます教育委員会関係の内容につきまして御報告をさせていただきたいと思います。

まず、条例の審査関係についてでございますけれども、本定例会につきましては特にございませんでした。

請願・陳情関係につきましては4件ほどございました。

まず1点目でございますけれども、明保中学校の教育環境整備に関する請願についてでございますが、内容につきましては、校舎南側を通ります都市計画道路の影響によりまして、各教室の空調設置、窓ガラスの防音対策及び植樹などの目隠し対策についてございました。審査の結果、採択となっております。

2点目でございますけれども、青嵐中学校給食室設置に関する請願についてでございます。内容につきましては、給食室を設置しまして、自校方式による給食を実施してほしい。また、あわせて、ほかの中学校の分まで調理してはどうかと。そういうような内容でございます。審査の結果、12月議会におきましては継続審査となっております。しかしながら、本件につきましては休会中の審査ということで、1月20日に文教厚生委員会が開催されてございます。審査の結果、委員会におきまして採択となっております。本会議につきましてはまだの状況でございます。

3点目でございます。公民館の名称に関する陳情についてでございます。内容につきましては、先ほども出てございましたけれども、昨年オープンいたしました保谷駅前公民館と柳

沢駅前でございます保谷公民館の名称が混乱するので、保谷公民館の名称を柳沢公民館に変更してほしいというような内容でございます。審査の結果、利用者の意見を踏まえ、適切な名称に変更されたいとの意見が付されまして、趣旨採択となっております。

4点目でございます。中学校通級指導学級の平成21年度の早期開設に関する陳情についてでございます。内容につきましては、西東京市の中学校に通級指導学級を平成21年度のできるだけ早い時期に開設することを求めるものでございます。審査の結果、願意に沿うよう早急な対応をされたいとの意見が付されまして、趣旨採択となっているところでございます。

続きまして、一般質問についてでございますけれども、会期中に4日間ほど開催されました。その中で教育委員会関係の質問につきましては、22名の議員の方々からございましたが、その内容につきましては、お手元のほうに配付させていただいているところでございます。この中から、本日は主なものについてのみ御説明、御報告をさせていただきたいと思えます。

まず2番でございますけれども、開かれた教育行政についてということで、現在策定してございます教育計画の策定におきまして、保護者、市民、教職員の意見をどのように反映しているのか。また、児童・生徒、保護者アンケートの結果は今後公表するのかということでございます。二つ目につきましては、教育長の車座集会の実施を検討できないかというような2点に対する御質問でございました。

答弁でございますけれども、まず1点目につきましては、平成21年度からの次期教育計画の策定に当たりましては、学識者や小中学校保護者の代表、公募の市民の方などにより、構成する懇談会を設置しまして、御意見を伺っているほか、小学校、中学校の児童・生徒及びその保護者を対象としたアンケートを実施してございます。また、計画素案につきましては、パブリックコメントを実施しまして、さらに広く市民の皆さんの御意見を伺い、最終的な計画を策定することといたしております。アンケートの結果につきましては、計画策定とあわせまして公表していきたい。

2点目でございますけれども、教育長の車座集会の実施についてでございますけれども、毎年、市長も出席いたします各学校のPTAや保護者会代表との懇談会を行い、要望におこたえするほか、随時懇談の場を設けまして、御意見、御要望などを伺ってございますので、御提案につきましては今後検討をさせていただきたいといった御答弁内容になってございます。

恐れ入ります。3ページをお願いいたします。5番、特別支援教育支援員についてでございます。1点目につきましては、平成21年度からの配置について、支援内容や配置基準はどのように考えているのか。2点目につきましては、現行行っております介助員制度との関係の整理はどのように考えているのか。そうした中で今後、中学校の介助員の配置についてどのように検討しているのかといった2点の御質問でございます。

まず1点目でございますけれども、平成19年6月に文部科学省が作成いたしました『「特別支援教育支援員」を活用するために』の中で、具体的な役割などが想定されてございます。通常の学級に在籍をしますLD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒の指導補

助を行う特別支援教育指導補助員につきましては、これまで小学校4校、中学校2校において試行・検証を行っておりますが、今後の配置につきましては、小学校全校に1名を配置する方向で検討を進めていきたい。

2点目でございます。通常学級の介助員につきましては、保護者の介助が必要とされる障害のある児童に対して、引き続き介助員を配置しまして、保護者の負担を軽減するとともに、児童の学校生活の安定を図っていきたい。中学校における介助員の配置についてでございますけれども、介助員制度の趣旨を踏まえまして、中学校における生徒の実態等をさらに十分調査しまして、小学校で実施しております取り組みをそのまま延長した対応でよいのかなども十分検討していきたいといった旨の答弁内容になってございます。

恐れ入りますが、5ページをお願いします。8番、小中学校の校庭の芝生化についてということで、本年度の検証と今後の予定についてといった質問趣旨でございます。答弁でございますけれども、本年度は東伏見小学校におきまして、初めて約250平米程度でございますけれども、校庭の芝生化を実施しました。このことによりまして、校庭の一部が緑化をされまして、見た目には鮮やかなことはもちろんのこと、子どもたちが寝転がりながら遊べるスペースとして、児童の楽しみな場所として利用されてございます。また、運動会等には、親子が芝生の上でお弁当を食べたりしている光景も多数見受けられました。しかし、芝生の養生期間など課題もございますので、今回の東伏見小の状況を検証し、また規模、場所等を含めまして、次年度以降の取り組みに向けまして検討していきたいという御答弁でございます。

恐れ入ります。7ページをお願いしたいと思います。13番、完全中学校給食の導入についてということで、中学校給食については幾つか御質問をいただいておりますけれども、基本的な今後の実施方法の決定に至る経緯とその理由、今後のスケジュールということで、13番につきまして御報告させていただきたいと思っております。

答弁でございますけれども、親子調理方法及び完全給食の導入の決定に至る経緯とその理由についてでございますけれども、昨年9月に発表されました西東京市立学校給食運営審議会からの答申におきまして、中学校給食は学校給食法に基づく完全給食を実施すべきである。また、調布市を参考としました親子方式での実施を提案するということがされておりました。その後、庁内横断的組織によります中学校給食検討委員会におきましても、小学校の給食室の有効活用、小学校での安全性の実績のほか、コスト面を含め、他の方式との比較検討の結果、小中親子方式が中学校給食に適しているという結論に至り、最終報告書におきましても、家庭弁当との選択制、小学校給食との同一献立、完全給食、親子方式を4つの基本方針に位置づけまして、教育委員会に報告したものでございます。

本事業につきましては、最終報告にもございますように、現在策定中の後期基本計画期間内にすべての中学校におきまして実施することが望ましいというふうに考えてございますが、実施スケジュールにつきましては3カ年の実施計画にゆだねてまいりたいといった答弁内容になってございます。

恐れ入ります。9ページをお願いいたします。17番ということで、先般、市立中学校で起こりました被害生徒へのサポートについてということで御質問をいただきました。答弁内

容でございますけれども、今回の教員逮捕ということにつきましては、極めて遺憾でございます。被害に遭われました生徒及びその保護者に対しまして、おわびするとともに、被害生徒に対しての最大限の心のケアをしまいたい。特に当該校におきましては、担任教諭だけではなくて、養護教諭やスクールカウンセラーが被害生徒の状況把握と心理的ケアに取り組んでおりますけれども、また逮捕報道後に、指導主事、教育相談センターの臨床心理士を派遣しまして、今後の心理的ケアについて検討しているところでございます。また、さらには、東京都の教育相談センターに対しましても、必要に応じて支援のための専門家チーム等の派遣を依頼できる体制となっているところでございます。

今後とも、被害生徒の状況を把握しまして、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に、被害生徒とともに周囲の生徒、教員を含め、心理的ケアを図っていききたいといった答弁内容となっております。

恐れ入ります。13ページ、最後になりますけれども、23番でございます。文化・芸術・スポーツ振興策についてということで、4点ほど御質問をいただいております。まず1点目でございますけれども、「にしはらスポーツクラブ」の現状と課題についてということ。2点目につきましては、西原総合教育施設内でございますプールは現在どのような活用を図っているのかということと、あと今後の活用についてといった内容でございます。3点目につきましては、体育協会との連携について。4点目につきましては、スポーツ・文化につきまして、市長部局への移管について、検討状況と今後のスケジュールはどうなっているのかといった御質問でございます。

まず1点目でございますけれども、「にしはらスポーツクラブ」につきましては、平成18年に発足しまして、当時300名ほどだった会員数につきましても、現在は720名となっております。この間、エアロビクスやキッズチアダンスなどのスポーツ教室等、各種大会の開催など、順調に活動が行われてございます。

今後の課題と取り組みにつきましては、当スポーツクラブのさらなる活動の充実を図るとともに、また新たなクラブの創設を目標としているところでございます。新たな創設につきましても、このスポーツクラブの経験を十分生かしながら、引き続き関係機関と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

2点目でございますけれども、屋外プールの利用についてでございますけれども、スプリンクラーを活用しまして、現在グラウンド等への散水を実施しております。それ以外には、消防水利として防火水槽の役割を果たしているところでございますけれども、今後の活用につきましては検討課題とさせていただきたいという旨の答弁となっております。

体育協会につきましては、市民にスポーツ振興を推進する中心的な役割としまして、重責を担ってございます。市の主催事業を中心としまして、体育協会独自の資源や特徴を生かしていただけるよう、その活動を現在も支援しているところでございます。

スポーツ振興計画によりますスポーツ関連団体の連携促進ということで、体育協会はもちろんのことでございますけれども、総合型地域スポーツクラブ、あるいは市内大学などの各種団体との連携を図りながら、地域のスポーツ人材の発掘・確保・育成を効果的に推進するために、必要な整備体制を進めてございます。

来年度についてでございますけれども、具体的な事業といたしまして、体育協会が抱えておりますスポーツ指導者を生かしまして、指定管理者によりますスポーツ教室への派遣、また指定管理者の市民まつりへの参加など、教育委員会が調整を図りまして、体育協会との連携がより充実するよう努力してまいりたいということでございます。

最後でございますけれども、西東京市におきます文化・スポーツ行政のあり方ということで、法律改正の趣旨を踏まえまして、教育委員会と市長部局とが連携いたしまして、文化・スポーツ事業を所管する関係課長によります検討を行ってまいりました。この間、教育委員会におきましても、教育委員の皆さん方にも御議論をいただきまして、合併以来のさまざまな教育課題に対応するため、教育委員会の体制づくりの必要性も含めまして、スポーツ振興課の所管する事業のほか、市民文化祭や成人式などの事業について市長部局へ移管することについておおむね意見がまとまっているところでございます。

現在でございますけれども、移管後の具体的な組織体制につきまして、教育委員会だけではなく、市長部局を含めた検討を行い、できるだけ早い時期に一定の結論を出しまして、市長に対する協議申し出の手続を行ってまいりたいという御答弁内容になってございます。

以上、簡単ではございますけれども、報告にかえさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

竹尾委員長 引き続きまして、児童・生徒数について。

青柳教育企画課長 それでは、この1月始業式時点の児童・生徒数の状況について、資料に基づきまして御報告させていただきます。

まず、表面の小学校児童でございますが、通常学級は、児童数は9,349名。その下、特別支援学級、固定級ですけれども、知的障害児、情緒障害児を合わせまして83名ということで、合計9,432名でございます。昨年と同時期、1月と比べまして8名の増ということになっております。

恐れ入ります。裏面のほうを御覧いただければと思えます。中学校生徒でございます。生徒数合計は、通常学級は3,908名、特別支援学級は合わせまして32名ということで、合わせますと3,940名でございます。これも昨年の1月と比べますと、中学生生徒につきましては57名の増というふうになっております。ここの傾向では、小学生の増加よりも中学生生徒の増加のほうが大きくなっているという状況が見受けられるというところでございます。

簡単でございますが、児童・生徒数の状況につきまして、報告は以上でございます。

竹尾委員長 続きまして、成人式の実施報告について。

波方社会教育課長 平成20年度成人式の実施報告を行います。お手元の配付資料に基づきまして報告いたします。

実施日は、平成21年1月12日、成人の日でございます。午前の部と午後の部の2部に分けて、保谷こもれびホールで実施いたしました。対象者につきましては、例年どおり学齢をもって対象者とし、昭和63年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方を対象といたしました。対象者の総数は2,075名となっております。出席者につきましては1,143名で、出席率は55.1%でございます。記念品につきましては昨年度と同様、新成人の

ためのエチケット・マナー事典を贈呈してございます。

式の内容につきましては、開会、国歌斉唱の後、主催者あいさつとして坂口市長と竹尾教育委員会委員長のあいさつ、来賓を代表して遠藤市議会議長から祝辞をいただきました。新成人を代表して、午前の部では保谷中学校卒業生の山本龍太さん、午後の部では田無第三中学校卒業生の久保田康平さんからあいさつをいただきました。

裏面のほうには、平成13年度からの成人式参加者の推移を載せてございますので、御覧をいただければというふうに思います。

以上、簡単でございますが、平成20年度成人式の実施報告を終わらせていただきます。
竹尾委員長 引き続きまして、教育財産の処分について。

小池図書館長 教育財産の処分について御報告申し上げます。

保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業に伴いまして、下保谷図書館は、平成20年6月29日に保谷駅前図書館に移転し、開館以来多くの皆様に御利用いただいているところでございます。下保谷図書館施設につきましては、5月末に閉館した後、保谷駅前図書館への図書や書棚などの引っ越し作業を行いました。その後、残された物品棚、会議用テーブル、いすなど、不用になりました備品類を関係機関に照会し、希望のありましたものについては移管作業を行うなど、引っ越し後の整理作業を行ってまいりましたが、これらがすべて終了いたしましたので、教育財産の処分手続を行い、完了いたしましたことを御報告申し上げます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 中学生は増えて、小学生は8名、非常に少ないんですね。これは何か特に理由があるのかという第1点と、それから第2点は、今度この西東京市図書館施設、下保谷、これの跡地はどうなるのかという、その2点、質問なんです。

青柳教育企画課長 まず、小学校児童、それから中学校生徒の増減でございますが、小学生が増えていた時代の年齢が上がりまして、中学校に行く時代になってまいりました。そういった関係で中学校のほうへ人数がシフトしてきているというふうな分析をしております。

宮田委員 よそから特に中学生が転入してくるとか、そういう話ではないわけですね。

青柳教育企画課長 転入については細かく分析はしておりませんが、小学生、中学生でそれほど差があるというふうには考えておりません。

小池図書館長 下保谷図書館の跡施設についてでございますが、あの施設は福祉会館と児童館と図書館の複合施設でございました。今後、建て替えに伴いまして、福祉会館と児童青少年センター等の新たな建物に生まれ変わる予定でございます。

竹尾委員長 ほかにございますか。

角田委員 小中学校の校庭の芝生の件なんですけれども、どれぐらいで検討していくんですか。どんどんできていくのかなと思っていたんですけれども。

富田学校運営課長 御報告申し上げたのが東伏見小で、それが第1号と申しました。ですので、今、予算を計上というか、出しておりますが、第2番目を予定しております。来年度ですね。

宮田委員 ということは、19年かかるということ。小学校だけでも。

竹尾委員長 何かありますか。

富田学校運営課長 今のところそこまでの長期計画は持ってはおりません。

宮田委員 じゃあ、途中でやめてしまうということですか。

竹尾委員長 いかがですか。

富田学校運営課長 その間の計画もまだ持ってはおりません。

角田委員 すごく期待しております。

名古屋教育部長 校庭の芝生化の関係でございますけれども、本年度、20年度については初めてということで、この芝の植えつけに関しましても何種類かパターンがあるということで、今年度やりました内容につきましてはかなりの養生期間があるということで、子どもたちが入れない。先ほど課長のほうからお話ししましたように、今年度の取り組みにつきましては、若干コストは高いそうでございますけれども、敷き詰めるというんですかね、そうするとすぐに入れるような方法もあるということで、その辺もちょっと広目の面積の上で検証していきたいと。いずれにしましても、今後の取り組みとしては、芝生化につきましては引き続き実施をしていきたいという方向で、教育としては考えているところでございます。

竹尾委員長 前の西原二小の校庭に、サッカーゴールの前に芝生化、何か四角で。何か種類別に調査しているのかね。やっているけれども。

飯島スポーツ振興課長 あれは天然芝ではございまして、人工芝ということで、ラグビーをやっているお子さんたちのために敷いたということですよ。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。

沼本委員 違うことで。

竹尾委員長 いいですよ、どうぞ。

沼本委員 中学校の通級指導学級の開設についてということですが、今までは小学校のほうにそういうことがあって、そこで卒業して中学校になると、当該のお子さんが大変困るわけです。是非早急に、これは他の地区でも、この通級指導学級については開設しているところが多いと思いますので、西東京市も子どもたちのことをかんがみて、なるべく早く開設するようにお願いしたいなと思います。

竹尾委員長 何かお答えありますか。

青柳教育企画課長 以前から議会の請願も出ております。また、教育委員会としても検討を進めてきたところでございます。予算編成の中で21年度に工事をいたしまして、22年度には当初から開設できるように今、調整を進めているところでございます。

竹尾委員長 ほかにございますか。

角田委員 中学の特別支援学級を卒業した子どもたちはどのように進学していくのか。これは今まだ早いですがね、3月ぐらいのほうがいいですか。田無に養護学校 今度、特別支援学校になるんですが、あちらとの連携なんかはしているんでしょうか。一中があって、すぐ近くにありますがね。

前島教育指導課長 都立の元田無養護学校、現在、田無特別支援学校を中心に、特別支援についての推進地域を設けておりまして、それは田無小学校と、あと田無第一中学校がその傘下の学校ということで連携をとりながら、それぞれの活動を交流したり情報交換をしたりし

ているというのが実態としてございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第12 その他、を議題といたします。

教育委員会全般のことで何でもよろしいですが、御意見等ございましたらお願いいたします。

沼本委員 3点ばかりあるんですけども、まず1点目は、1月24日から26日に、きらっと生徒作品展が行われたわけですが、私も行きました。去年も行きましたが、中学生の子どもたちの作品が大変すばらしいというようなことを感じました。あの会場にはかなりの人が足を運んでいるんですけども、大部分は児童・生徒が多かったと思うんです。そこで私は、西東京市の中学生の子どもたちはこんなすばらしいいろいろな作品をつくっているの、例えばあの会場、きらっとまでいるんな人が足を運ぶということはなかなか不便なので、例えば庁舎とか図書館とか公民館とか、そういう場にある一定の期間掲示をして、そして市民の方々にそれを見てもらって、西東京市の公立の中学校の子どもたちはすばらしい作品をつくっているんだということを、是非そういったPRをする機会をつくってほしいなというふうに思っています。特に庁舎はいろんな市民の方々が出入りしているわけですから、一応かたい、いろんな掲示物があるんですけども、ああいう子どもたちの作品があれば、何となくやっぱり心も和みますし、庁舎のほうに行ってみたいという気持ちにもなりますし、それから中学校の実態も把握していただけるんじゃないかと思しますので、是非それを進めていただきたいなというふうに思います。

それから、第2点ですけども、国や東京都は新型のインフルエンザについての対応をかなり考えられているようですけども、西東京も新宿や都心に非常に近いわけなので、その影響というのかなりあると思うんですね。鳥インフルエンザというか、人から人へのインフルエンザについて、やはり教育委員会としても、それが実際に起きた場合、すぐに対応できるような、そういうものを今からちゃんと立ち上げていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに……。そのことはどうなっているのかということ。

それから、3番目には、特別支援学級の話も出ましたけれども、西東京は何か多摩地区の代表ということで、Ni c o m o ルームが立ち上げられるというようなことですが、ああいうお金を使った制度が立ち上がったわけですから、学校教育の中、特に特別支援教育とか適応指導教室とか、そういう連携を図りながら、是非有効かつ成果が上がるような体制をつくっていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

竹尾委員長 指導課長、何かありますか。

前島教育指導課長 展示についてはできるだけいろんな場面で、子どもたちの活躍の場というのはスポーツだけではなくて、文化についても市民の方に見ていただく場を設けていきたいなと思っておりますので、庁舎管理と相談をいたしました後、学校で展示できるものときかないものがあると思うんですけども、いろんな場面で、例えば選挙とか人権のときは、いろん

な作品は結構展示はしているんですね。ただ、今回の作品展のところについてはまた機会を見て、できるだけ展示をするように進めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、新型インフルエンザにつきましては、国の方針としては、そういった発症があった場合は、学校はすぐ休校にするということで、その段取りについて先日、庁内の新型インフルエンザ対策の研修会もございましたし、あと、学校関係者で具体的にどういう段取りを踏んでいくかのマニュアルというんですか、初期の対応をどういうふうにするのか、中・長期的にどうするのかということを検討する委員会を立ち上げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

沼本委員 2番目のインフルエンザについては、まとまった意見を保護者や市民にわかるようにしていただきたい。ただ学校関係だけでなく、そういう場合には保護者や地域の協力というのは絶対必要なものですから、是非そういうふうに徹底できるようにしてほしいなというふうに思っています。

前島教育指導課長 そういうふうにでき上がったものについては、当然学校だけでは対応できません。ある程度収束するまで学校を一応閉鎖して、家庭で生活するというか、指導していただくようになりますので、当然それについての理解、啓発を図っていかねばいけないだろうというふうに考えておりますので、委員の御指摘のとおりさせていただきたいと思っております。

沼本委員 ただ休校にするだけでいいんでしょうかね。そういうものが発生したときに、学校を休校にするというだけで事は終わらないんじゃないかなと思うんですね。

前島教育指導課長 その対応については、今まで国からもいろいろな方針が出ておりますので、そういうのを参考にして、西東京の地域の実態や児童・生徒や家庭の実態に即したものについて策定をいたしまして、またこの教育委員会等でも御報告させていただきたいと思っております。

竹尾委員長 ほかにございますか。

角田委員 感想を。私もきらっと行って感じたんですけども、親子だけじゃなくて、おじいちゃま、おばあちゃまたちが来て、孫の名前があったってすごく喜んでいるのを見て、すごい家庭教育だなと思いました。一つ。

もう一つは、やはりあの作品というのは、本当に一人一人の子どもたちの個性とか創造性とか思いがちゃんと含まれていますよね。一人一人の作品を見ていて、ああ、いいな。そして、その学校だけじゃなくて、ほかの学校のもみんな集まっていて、それぞれアイデアがあって、すごく感動しました。特にある学校の、「自分の今」というのだったかな、何かありましたね。あれに、なぜこの作品をつくったかというのがずっと細かく丁寧に書かれているのを見て感動しました。ありがとうございます。

宮崎教育長 その件について、他の教育長さん、教育委員さんが御覧になりまして、非常に充実しているというふうにお話があって、それをよく見ますと、普通、学力向上だと、英数国理社の教員を採用して、音楽とか芸術とか体育なんかは時間講師であてがうというような

学校が多うございますけれども、本市の場合には専任をきちんとそれぞれに入れているので、学力の向上とともに、情操面、それから感情面、そういうものも充実する。そういう意味で知、徳、体、心の豊かさもプラスするということでお話したことがあるんですね。

そういう意味で、皆さん同様、私も小学校、中学校もずっと楽しみにというんですが、その子どもの作品の前で写真を撮ったり、非常にみんなが癒されている。見ている表情がとても豊かで、あそこに校長とか教員がたくさん来ておりますので、委員さんたちが来てくださったことは恐らく励みになるんじゃないかと思います。また、今日のお話も、そういう会がございましたら現場のほうへもお伝えして、賛美のお話があったというふうにも伝えて、さらに励みにさせたいと思いますので、今後ともよろしくお話ししたいと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第12 その他を終わります。

竹尾委員長 次に、日程第8は、先ほどお諮りしましたが、人事に関する案件でございますので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外は御退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 3 時 3 4 分 休 憩

午後 4 時 0 2 分 再 開

竹尾委員長 それでは、定例会を再開します。

以上をもちまして平成21年西東京市教育委員会第1回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 4 時 0 2 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員